

令和 8 年 6 月 定例会

請 願 文 書 表

目 次

請願 番号	件 名
3 3	消費税率を一律5%以下へ引き下げるよう国に働きかけることを求める件
3 4	インボイス制度の廃止並びに2割特例及び8割控除を縮小・廃止しないよう国に働きかけることを求める件

消費税率を一律5%以下へ引き下げるよう国に働きかけることを求める件

要 旨

今年2月に行われた衆議院選挙では多くの政党が消費税減税を公約に掲げました。高市首相は選挙後に、消費税減税について、やった方がいいと確信していると発言しています。緊迫化するイラン情勢とホルムズ海峡の封鎖・停滞により、燃料・資材の高騰や供給不足が深刻化し、コロナ禍以上に生活や営業の危機が懸念される情勢です。今こそ国民への約束を守り、消費税減税の実現に踏み出すことが求められます。

飲食料品を対象を絞り、2年間のみとする減税案では、効果は限定的で物価高対策としては不十分です。飲食店は仕入れにかかる消費税が控除できず、納める消費税額が増えることになり、過去最多の倒産件数を更新している外食業界に重い消費税負担と複雑な事務負担が課されることとなります。2年後に8%税率に戻されれば、過去の増税時と同様、消費の落ち込みをもたらし、日本経済に大きな打撃になりかねません。

消費税減税は、軽減税率を増やして制度を複雑化するのではなく、期限を区切らない一律減税によって実行されるべきです。税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算しています。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税の一律減税を強く求めます。

については、下記のとおりお願いします。

記

- 消費税率を一律5%以下へ引き下げるよう国に働きかけること。

請 願 者 大阪府中央区玉造2丁目28-4
消費税廃止大阪連絡会
西村 麻友子

紹介議員 石川 た え

受理年月日 令和8年6月4日

インボイス制度の廃止並びに2割特例及び8割控除を
縮小・廃止しないよう国に働きかけることを求める件

要 旨

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れ等では、課税仕入れ等に係る消費税額の控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められるなど、取引から排除される問題があります。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告及び納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負います。

日本商工会議所及び東京商工会議所が昨年実施したインボイス制度に関する実態調査では、課税事業者の84.3%が8割控除の延長・拡充を、96.4%が2割特例の延長・拡充を求めています。また、今後、免税事業者からの仕入れ等について、取引価格を見直す、仕入れ等を行わないと回答する課税事業者が42.3%に達しています。このまま経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者や個人事業者は廃業の危機に追い込まれることになりかねません。

長期化する物価高騰に加え、緊迫化するイラン情勢とホルムズ海峡の封鎖・停滞により、コロナ禍以上に生活や営業の危機が懸念される情勢です。こうした厳しい状況に拍車をかけるインボイス制度は早急に廃止すべきです。

については、下記のとおり請願します。

記

- インボイス制度の廃止と、経過措置として実施された2割特例及び8割控除の縮小・廃止を行わないよう国に働きかけること。

請 願 者 大阪府中央区玉造2丁目28-4
消費税廃止大阪連絡会
西村 麻友子

紹介議員 石川 た え

受理年月日 令和8年6月4日